

平成 14 年 5 月 22 日

各 位

上場会社名 株式会社 リ ケ ン  
本社所在地 東京都千代田区九段北1丁目13番5号  
コード番号 6462  
上場取引所 東京・大阪・名古屋(市場第一部)  
問 合 せ 先 社長室長 吉岡 龍人  
TEL 03(3230)3912

## 自己株式の取得枠設定およびストックオプションの付与に関するお知らせ

当社は、平成14年5月22日開催の取締役会において、商法第210条の規定に基づく自己株式の取得枠の設定、並びに商法第280条ノ20及び第280条の21の規定に基づく当社取締役及び従業員に対しストックオプションを目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案につき、下記のとおり平成14年6月27日開催予定の当社第78期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### ・自己株式の取得枠の設定について

##### 1. 自己株式取得枠の設定を行う理由

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能にするため、自己株式の取得枠を設定するものであります。

##### 2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 当社普通株式とする。
- (2) 取得する株式の総数 2百万株を上限とする。
- (3) 株式の取得価額の総額 8億円を上限とする。

(注)上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第78期定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

#### ・ストックオプションの付与について

##### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高め、一層の収益拡大と企業価値向上を図るため、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行するものであります。

##### 2. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割り当てを受ける者  
当社の取締役および従業員管理職とする。
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数  
当社普通株式500,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

500個(新株予約権1個につき普通株式1,000株)を上限とする。

(4) 新株予約権の発行価額

無償で発行する。

(5) 新株予約権の権利行使に際して払い込むべき金額

新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日の東京証券取引所における当社普通株式取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とする。ただし、新株予約権発行のための取締役会決議の前日における当社普通株式取引の終値が上記平均値を上回るときは、その終値に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とする。

なお、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当り払込金額}}{1 \text{株当り時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年7月1日から平成19年6月30日までとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

権利行使時においても取締役または従業員であることを要する。但し、退任(関係会社役員に就任の為、辞任した場合を含む)、定年退職(選択定年含まず)により地位を喪失した場合を除く。

取得する株新株予約権の譲渡、質入れおよび相続は認めない。

その他の条件は当社第78期定時株主総会および本総会終了後に開催される新株予約権発行の取締役会決議に基づき、新株予約権付与契約にて定める。

(8) 新株予約権の消却自由および条件

当社が吸収合併により消滅会社となる場合もしくは株式交換により完全子会社となる場合で、本件新株予約権が承継されない場合は無償で消却できる。

新株予約権の割当を受けた者が(7)の条件に該当しなくなった場合は無償で消却できる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡する場合は取締役会の承認を要するものとする。

(注)上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第78期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上